

第151回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和5年9月19日（火）午前10時00分
- 2 開会の日時 令和5年9月19日（火）午前 9時43分
- 3 閉会の日時 令和5年9月19日（火）午前10時50分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 9名 欠席 1名

	氏名	出欠の別		氏名	出欠の別
会長（1）	浮田 孝允	出	5	岡本 岩男	欠
職務代理者（7）	岸本 博	出	6	奥田 哲也	出
2	大森 美也子	出	8	串田 修	出
3	大森 勇二	出	9	今東 徳雄	出
4	岡本 五樹	出	10	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会副会長 高畑 文正

東区協議会長 岡崎 章二

事務局 担当局長 佐古 和之 総務・農政担当課長 菱川 真輔

農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司

担当課長補佐 逢坂 篤之 主査 浦上 和彦

農地担当係長 藤村 博之 主任 安立 麻以子

7 傍聴者 0名

8 議題

第1号議案 農地関係申請等について

申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請について

（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請について

（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請について

（4）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）

（5）岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の移転）

（6）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

報告（1）農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について

（2）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について

（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

第2号議案 農政関係等について

(1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

3番 大森 勇二

9番 今東 徳雄

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第151回岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は1名です。

本日の議事録署名委員を指名します。

3番 ^{おおもり ゆうじ}大森 勇二 委員、9番 ^{こんどう とくお}今東 徳雄 委員 をお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

浦上主査 議案の訂正があります。「第151回 岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」をご覧ください。第1号議案 申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請について、1ページ中区2番、10アール当りの価格「 円」を「 円」に訂正してください。

また、同じく申請等(1)の2ページ東区11番は、譲渡人(土地所有者)の死亡に伴い、令和5年9月12日付けで取り下げとなっています。以上です。

議長 それでは申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

安立主任 1ページ1番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.9ヘクタール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2ヘクタール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の様様を高畑副会長さん、ご報告願います。

高畑推進委員 1番、2番の2件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

浦上主査 1ページ3番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、6番は、同時申請のため、併せて説明します。いずれも交換による所有権移転です。

5番、受人は現在、約4.9ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。

6番、受人は現在、約1.5ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。

いずれも取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

1ページ7番と2ページ8番は、同じ地域で、譲受人同士が同一世帯の同時申請のため、併せて説明します。いずれも受贈による所有権移転です。

7番、8番の受人は現在、世帯で約60アール耕作しており、非耕作地はありません。

いずれも取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、増反による所有権移転です。受人は現在、約7アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、増反（受贈）による所有権移転です。受人は現在、約34アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進 取り下げの11番を除く3番から12番までの9件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

委員 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

議長 ありません。

議長 それでは、申請等（1）は、取り下げの11番を除く1番から12番までの11件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に、申請等（２）農地法第４条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から東区の説明をお願いします。

浦上主査 ３ページ１番、申請地はＪＲ上道駅からおおむね５００メートル以内にある２種農地と判断され、転用目的は露天資材置場です。

申請人は現在、瀬戸内市に居住し、東区中尾で農機具店を経営する個人事業主ですが、下取りや修理で持ち込まれる農業機械が増加し、現事業所では手狭となったため、現事業所に近い自己所有地を転用し、露天資材置場として利用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の様態を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 １番の１件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（２）は、１番の１件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

安立主任 ４ページ１番、申請地は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、中区旭東町一丁目の父所有の家に両親と３人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、受人と父の勤務先に通いやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は売却します。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

２番から５番までは敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

申請地は、いずれもＪＲ東岡山駅から宅地割合が４０％になるまで半径を延長した範囲内の２種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

２番、受人は現在、中区長岡の借家に家族３人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、現居住地に近く、夫の実家にも近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

３番、受人は現在、中区長岡の借家に居住していますが、結婚の予定があり、現居住地では手狭になるため、勤務先に近く、婚約者の実家にも近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

4番、受人は現在、中区原尾島2丁目の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、夫の勤務先に近く通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

5番、受人は現在、中区四御神の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近く、子どもの通う保育園にも近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。

受人は、中区長利で自動車販売業を営む法人ですが、業績好調に伴い既存の車両置場では狭くなったため、会社及び既存車両置場に近い申請地を取得し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、普通自動車及び軽自動車合計94台分の駐車場とする計画から妥当な面積と判断されます。また、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

4ページ7番から5ページ10番までは敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

令和5年3月30日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

7番、受人は現在、南区福島4丁目の借家に家族3人で居住していますが、子どもが成長するにあたり手狭になったため、妻の実家に近く子育ての支援が受けやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

8番、受人は現在、南区福富東2丁目の借家に家族4人で居住していますが、子どもが成長するにあたり手狭になったため、勤務先に近く通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

9番、受人は現在、中区江並の実家に両親と同居していますが、両親との生活リズムの違いや将来の結婚を見据えて、勤務先に近く、実家にも近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

10番、受人は現在、中区平井4丁目の借家に夫婦で居住していますが、出産の予定があり手狭になったため、現居住地に近く、勤務先にも近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転

用目的は露天資材置場で所有権を移転します。

受人は現在、中区倉富で建設機械レンタル業を営む法人ですが、事業拡大に伴い資材置場が不足しているため、転用許可済みの隣地と一体利用できる申請地を取得し、露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を高畑副会長さん、ご報告をお願いします。

高畑推進委員 1番から11番までの11件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

浦上主査 5ページ12番、令和5年3月30日付で農振除外済みの案件です。

申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、東区谷尻の実家に両親と夫婦、第1人の5人で居住していますが、家財道具の増加で手狭となったため、実家に隣接し、実家の農業を手伝いしやすい父所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。なお、実家には、引き続き両親と弟が居住します。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 12番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(3)は、1番から12番までの12件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

なお、6番は転用面積が3000平方メートルを超えていますので、9月28日の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に、岡山市農用地利用集積^{しゅうせき}計画の決定について、申請等(4)所有権の移転、(5)利用権の移転を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

安立主任 今回の利用集積計画について説明します。

申請等(4)の所有権の移転については、東区分で、6ページ1番から4番まで

の4件です。農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、1番、2番は農地の所有者から財団へ、3番、4番は財団から担い手への所有権移転です。中区案件はありません。

申請等(5)の利用権の移転については、中区分で、7ページ1番から5番までの5件です。現在の借受人(耕作者)は井上慎一氏で、その賃借権を新たな借受人へ移すものです。契約期間は当初の期間のままとなります。東区案件はありません。

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会では原案どおり決定意見となっています。

以上です。

議長 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 ありません。

議長 長 それでは、申請等(4)、(5)の岡山市農用地利用集積^{しゅうせき}計画の決定については、原案のとおり決定とします。

次に、申請等(6)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届け出について、事務局から説明をお願いします。

浦上主査 申請等(6)については、8ページ1番から9ページ6番までの6件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はありません。

各地区協議会では、すべて受理意見となっています。以上です。

議長 長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議長 長 それでは、申請等(6)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届け出について、1番から6番までの6件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

安立主任 報告(1)農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、10ページ1番から3番までの3件で、転用目的は、倉庫用地1件、長屋住宅1件、田から畑へ農地改良するための一時転用1件で、専決日及び一時転用期間は備考欄のとおりです。

報告(2)農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、11ページ1番から5番までの5件で、転用目的は、露天駐車場及び倉庫設置1件、自己専用住宅3件、集合住宅建築1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、12ページ1番から4番までの4件で、解約理由は、耕作目的が2件、転用目的が2件で、離作料は記載のとおりです。

報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、13ページ1番、2番の2件で、内容は、農業用通路1件、農業用作業場1件です。以上です。

- 議長 長 これらの報告について、ご質問はありませんか。
- 全 員 ありません。
- 議長 長 何もないようでしたら、以上で第1号議案、農地関係申請等は終了します。
それでは、引き続いて、第2号議案（1）岡山市第二農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱決定についてを上程いたします。
事務局から説明を求めます。
- 菱川課長 資料により説明
- 議長 長 事務局から説明がありました。ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。
- 全 員 ありません。
- 議長 長 他にはございませんか。
それでは、お諮りします。第2号議案「岡山市第二農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱決定について」は、原案どおり委嘱を決定することに、ご異議はございませんか。
- 全 員 異議なし。
- 議長 長 異議なしと認め、岡山市第二農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱決定については、原案のとおり決定いたします。
続きまして第2号議案、連絡事項について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 第2号議案について資料に従い説明。
（1）岡山市第二農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱決定について
（2）その他
① 農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度保険への加入について
② 「農業委員会だより（第98号）」の発行について
③ 令和4年度親睦会の収支決算報告
- 議長 長 第2号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありませんか。
- 全 員 ありません。
- 議長 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。
最後に何かご意見等がありますか。
- 全 員 ありません。

岸本職務
代 理 者

それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。
本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。
これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時50分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員